

少年警察活動に関する訓令の制定について

平成20年4月1日例規（少）第31号
警察本部長

〔沿革〕 平成24年6月4日例規（少）第24号
平成26年6月18日例規（少）第38号
令和元年5月29日例規（警）第3号
令和3年3月12日例規（警）第6号
令和7年4月17日例規（少）第27号

平成26年5月12日例規（交総）第29号
平成27年7月7日例規（少）第28号
令和2年3月31日例規（警）第15号
令和3年11月30日例規（警）第29号

各部長・参事官・所属長

見出しの訓令を制定し、平成20年4月1日から実施することとしたが、制定の趣旨、制定の要点並びに解釈及び運用上の留意事項は下記のとおりであるので誤りのないようにされたい。

なお、少年警察活動に関する訓令の制定について（平成12年例規（少）第2号）及び家庭裁判所に対するぐ犯少年の送致および通告の取扱いについて（昭和44年例規（防）第4号）は、廃止する。

記

第1 制定の趣旨

少年警察活動については、これまで、少年警察活動に関する訓令（平成12年本部訓令第1号。以下「旧訓令」という。）により運営してきたところであるが、触法少年による凶悪事件の発生などの非行少年の深刻な現状を受け、触法少年の事件についての警察の調査権限の整備等を内容とする少年法（昭和23年法律第168号）の一部改正がなされ、平成19年11月、施行された。

これにより、少年事件の捜査及び調査がより適正に行われるよう手続及び様式の規定などの所要の整備を図る必要が生じたほか、少年の安全に関する業務が生活安全部少年課（以下「少年課」という。）の所掌事務に移管となったことから、これに関連する規定の新たな整備が必要となった。

こうした情勢から、旧訓令を廃止し、新たに少年警察活動に関する訓令（平成20年本部訓令第12号。以下「訓令」という。）を制定するものである。

第2 解釈及び運用上の留意事項

1 保護者の意義（第2条）

少年に対して法律上監護教育の義務のある者及び少年を現に監護する者をいい、学校関係者、職場関係者等は保護者には当たらない。

2 少年事件選別主任者等の職務（第13条）

署少年事件選別主任者は、少年事件選別検討表（別記第1号様式）を活用し、少年の措置の選別、処遇意見等の決定が、少年の特性について十分踏まえたものとなるよう、署長に意見を述べるものとする。

3 繼続補導の取扱い（第24条）

第4項の「その他の事情」の例としては、署担当職員と少年との間で、良好な関係が保持されている場合等が挙げられる。

4 少年の社会参加活動（第30条）

少年の非行の防止や保護のためには、少年に対してその身体的・精神的よりどころとなる居場所を提供することが重要である。少年の社会参加活動の例としては、署の道場等における少年柔剣道教室、公園の清掃、落書き消し等の環境美化活動、福祉施設の訪問等が挙げられる。

5 少年警察部門以外の部門が担当できる事件（第37条）

第1項第2号に該当する犯罪少年事件とは、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪の事件であって、その罪を犯すとき16歳以上の少年に係る事件及び死刑又は無期若しくは短期1年以上の拘禁刑に当たる罪の事件であって、その罪を犯すとき特定少年に係る事件である。

6 発表上の留意事項（第44条）

特定少年のとき犯した罪についての事件広報に当たっては、インターネットでの掲載により当該情報が半永久的に閲覧可能となることをも踏まえ、いわゆる推知報道の禁止が一部解除されたことが、特定少年の健全育成及び更生の妨げとならないよう十分配慮されなければならないことから、その趣旨を踏まえた対応に努めるものとする。

7 犯罪少年事件の取調べ上の留意事項（第49条）

少年の被疑者の取調べを行う場合において、やむを得ない場合を除き、少年と同道した保護者その他適切な者を立ち会わせることは、少年に無用の緊張を与えることを避け、真実の解明のための協力や事後の効果的な指導育成の効果を期待するという趣旨に基づくものである。したがって、適切と認められる者であるかどうかは、少年の保護又は監護の観点から判断されるものであり、通常、少年を保護又は監護する者といえない者は含まれない。第2項第3号の「その他適切な者」の例としては、少年の在学する学校の教員、少年を雇用する雇用主等が挙げられる。

8 強制措置等の制限（第50条）

特定少年について、検察官送致の決定がされた後においては、留置施設等における取扱いの分離に係る規定（少年法第49条第1項及び第3項）は、原則として適用されないが、引き続き少年法の適用対象と位置付けられている趣旨を踏まえ、少年の健全な育成を期する観点からも特段の配慮を行うものとする。

9 触法調査関係

（1）触法調査の基本（第55条）

第2項の「可塑性」とは、少年が非行から立ち直る可能性を意味する。同項の「迎合する傾向にある」とは、少年は、質問の担当者の威圧感にい縮し、反論することが困難であると感じた場合等に、自分の認識等を曲げて担当者の意図に沿うような回答をしやすいことをいう。調査に従事する者は、これらの特性についての深い理解をもって当たらなければならない。

（2）触法調査を行う職員（第57条）

ア 「少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則」（平成19年国家公安委員会規則第23号）第1条は、少年補導専門員の職務に関し、「上司である警察官の命を受け、触法少年に係る事件の原因及び動機並びに当該少年の性格、行状、経歴、教育程度、環境、家庭の状況、交友関係等を明らかにするために必要な調査を行うことができる。」と規定していることから、触法少年の事件の事実についての調査は警察官が行うものとする。

イ 触法少年を発見した場合は、触法・ぐ犯少年発見報告書（別記第2号様式）を作成すること。ただし、他の報告書等により触法少年が判明している場合はこの限りでない。

（3）調査主任官（第58条）

調査主任官は、触法少年の人定、年齢確認及び調査結果に関し触法少年事件チェック表（別記第3号様式）を作成することにより、触法少年事件の適正な調査及び管理を行うものとする。

（4）付添人の選任等（第59条）

触法調査に関し、少年及び保護者が、いつでも、弁護士である付添人を選任できることとされていることを踏まえ、少年のより一層の利益の擁護を図るために、触法少年事件の調査に従事する者は、その趣旨を十分に理解した上で、付添人制度の教示及びそれに関する配慮を行うものとする。

（5）質問上の留意事項（第61条）

ア 少年に対する質問は、任意の供述を得ることを目的とするものであり、強制にわたることがあつてはならないのは明らかである。そのため、「分からないこと」、「知らないこと」は「分からない」、「知らない」と答えてほしいこと、「言いたくないこと」は言わなくてもいいこと等を伝えること。この場合においては、少年に「正直に話をしなくてもよい」という誤った意識を生じさせないように、個々の少年の状況等を踏まえつつ、分かりやすく伝えることに配意するものとする。

イ 第2項の「適切と認められる者」の例としては、少年の同居の親族、少年の在学する学校の教員、少年を一時保護中の児童相談所の職員、弁護士である付添人等が挙げられる。

（6）強制の措置等（第63条）

活動規則第21条第1項の「やむを得ないとき」は厳格に解するものとし、公安委員会が指定する警部以上の階級にある司法警察員たる警察官が、令状請求時に単に不在である場合などは当てはまらない。

（7）還付公告等（第64条）

ア 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第499条第1項は、押収物の還付を受けるべき者の所在がわからぬいため、又はその他の事由によって、その物を還付することができない場合には、公告しなければならないと規定していることから、たとえ社会通念上無価物と認められる物件であっても公告を行うものとする。

イ 還付請求期間は、署掲示場における14日間の掲示の末日の翌日を初日として6か月の期間を起算する。

ウ 公告は、調査を遂げた後行うものとし、次のいずれかの場合に行う。

(ア) 署長が、いわゆる「警察限りの措置」を決定したとき。

(イ) 児童相談所に通告した場合で、児童相談所が家庭裁判所に送致しないことが判明したとき。

(ウ) 児童相談所に通告した場合で、児童相談所が家庭裁判所に送致したときは、少年の審判終局が決定したことが判明したとき。

(エ) 児童相談所長に送致した場合で、児童相談所が家庭裁判所に送致しないことが判明したとき。

(オ) 児童相談所長に送致した場合で、児童相談所が家庭裁判所に送致したときは、少年の審判終局が決定したことが判明したとき。

(8) 児童相談所長への送致（第66条）

ア 関係書類

触法少年事件調査の結果、少年法第6条の6第1項各号に該当するときは、触法少年事件送致書（少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「警察庁訓令」という。）別記様式第32号）を作成し、身上調査表（犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号）別記様式第21号）及び調査に係る書類とともに、児童相談所長に送致する。

イ 送致先

触法少年事件調査を行った署の所在地を管轄する児童相談所長に送致するものとする。例えば、館山市居住の少年を千葉中央署において調査を行った場合、千葉市児童相談所長に送致することとなる。

ウ 送致方法

触法少年事件を送致するとき、関係書類を追送するとき及び証拠物を送付するときは、触法少年事件送致表（別記第4号様式）を使用し、当該触法少年事件送致表に必要事項を記載し、送致等の手続の経過を明らかにすること。

(9) 児童相談所への通告（第67条）

少年を要保護児童（児童福祉法第6条の3に規定する「保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童」をいう。）として、児童相談所に通告する必要があると認めたときは、調査を行った署の所在地を管轄する児童相談所に通告するものとする。また、通告は、児童福祉法に基づく行為であり、調査過程において作成した調査に係る書類の添付を要しない。

(10) 少年の一時保護に係る留意事項（第68条）

触法少年事件調査の過程において、その少年が児童福祉法第33条による一時保護の必要な児童であることが判明したが、児童相談所が遠隔地にある又は夜間にわたるなどのため、児童相談所長が直ちに引き取ることができないときに、児童相談所長から一時保護を委託された場合、警察において児童を一時保護することができる。

警察が児童に一時保護を加える期間は、児童相談所に引き渡すまでの必要最小限度であり、原則として児童に一時保護を加えたときから24時間を超えないこと。

10 ぐ犯調査関係

(1) ぐ犯調査を行うことができる職員（第72条）

ぐ犯少年を発見した場合は、触法・ぐ犯少年発見報告書を作成すること。ただし、他の報告書等によりぐ犯少年が判明している場合はこの限りでない。

(2) ぐ犯少年事件の送致又は通告（第76条）

ぐ犯少年の取扱いは、当該少年の年齢により、要件、送致又は通告先及びその方法が異なることから留意すること。

ア 14歳未満

児童福祉法に基づき児童通告書（警察庁訓令別記様式第37号）により児童相談所に通告する。この場合、少年カードを作成する。

イ 14歳以上18歳未満

(ア) 家庭裁判所への送致

緊急の保護を要し、家庭裁判所の審判に付すべき事由があると思料されるぐ犯少年は、ぐ犯少年事件送致書（警察庁訓令別記様式第33号）により家庭裁判所に送致する。この場合、身上調査表及び少年カードを作成する。

(イ) 家庭裁判所への通告

前（ア）以外で、少年法第6条第1項に規定する家庭裁判所の審判に付すべきぐ犯少年は、ぐ犯少年事件通告書（別記第5号様式）により家庭裁判所に通告する。この場合、少年カードを作成する。

(ウ) 児童相談所への通告

要保護性が比較的軽く、児童福祉法による環境調整が効果があると認められるぐ犯少年は、児童通告書により児童相談所に通告する。この場合、少年カードを作成する。

11 不良行為少年の補導（第81条及び第82条）

（1） 不良行為少年に対する注意、助言等

ア 職員が不良行為少年を発見した場合は、その不良行為

の中止を促すなど当該少年に対する必要な注意を行い、又は非行の防止その他の健全な育成上必要な助言等を行うものとする（少年相談として処理するものを除く。）。

イ 少年に対する現場での注意、助言等のみでは少年の非行の防止その他健全な育成上十分でないと認められる場合は、保護者、学校関係者又は職場関係者（この例規通達において以下「保護者等」という。）に対し、当該不良行為の事実を連絡するとともに、必要な監護又は指導上の措置を促すものとする。

ウ 次に掲げるもののほか、現場において保護者等に対する連絡を速やかに行うことが必要と認められる場合は、補導に従事した職員、その幹部等が不良行為の事実及び少年の状況について連絡を速やかに行い、その旨を少年補導票に記載すること。

（ア） 不良行為の時間、場所等から判断して、少年が犯罪被害を受けるおそれがある場合

（イ） 少年の反省の情が乏しく、再び行為を繰り返すおそれが大きい場合

（ウ） 健全な育成上、少年に所持させておくことが適当でないと認められる物件を所持している場合

エ 保護者等に対する連絡の必要性は少年事件選別主任者が判断するものとし、その連絡は原則として少年警察活動を担当する係（以下「少年係」という。）が行うこと。

前ウによる連絡がすでに行われている場合であっても、少年事件選別主任者はその連絡が適正に行われたものであるかを確認し、特に必要と認められるときは、少年係が保護者等に対する連絡を行う。また、当該少年の在学する学校又は就労する職場における指導上の措置を促すことが特に必要であり、かつ、有効であると認められるときは、学校関係者又は職場関係者にも連絡するよう配意する。

（2） 少年補導票の整理

少年補導票は、少年の氏名を五十音換数表（別表）により換数した番号（以下「氏名換数番号」という。）の順に整理するものとし、氏名換数番号が同一の場合は、生年月日の早いものから順に整理するものとする。

（3） 少年補導票の保管

ア 少年補導票は、少年事件選別主任者が保護者等への連絡が必要と判断し、連絡を行ったもの（連絡の必要があると認めたが連絡できなかつたものを含む。）について保管するものとする。

イ 現に保管中の少年補導票に係る少年について、更に少年補導票を作成し、又は送付を受けたときは、現に保管中の少年補導票と併せて保管するものとする。

12 福祉犯の被害少年の支援等（第89条）

被害少年全般に対する支援と同様に支援することはもちろんのこと、潜在性が高いという犯罪の性質上、徹底した捜査及び検挙が、ひいては被害少年の保護につながる。

しかしながら、福祉犯の被害少年は、精神的な未成熟さや無知につけ込まれて被害に遭っていることから、その再被害を防止するためには、当該少年の保護者、学校関係者その他の関係者に

対し、特に配慮を求めるものとする。

13 児童虐待（第92条から第94条まで）

(1) 児童虐待とは、親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものがその監護する児童に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢若しくは拒否又は心理的虐待を加えることをいう。

ア 身体的虐待の例

殴る、蹴る、激しく揺さぶる、熱湯をかける、異物を飲ませる、冬戸外に閉め出す等

イ 性的虐待の例

児童に対し淫行をする、児童ポルノの被写体にする、性的暴力・性的行為を強要・教唆する等

ウ 慢怠又は拒否の例

乳幼児を家に残したまま長時間外出する、適切な食事を与えない、病気になつても医者に診せない等

エ 心理的虐待

他の兄弟姉妹と比べ著しく差別的な取扱いをする、児童の面前で配偶者その他家族等に対し暴力を繰り返す等

(2) 児童相談所長等から援助の求めを受けた署長は、児童相談所長等と適切な連携と役割分担が実現されるよう、個別事案に即して具体的な援助の内容を判断し、適切な措置を講じるものとする。

なお、警察の行う援助は、児童福祉に関する事務に従事する職員が行う権限行使の補助ではなく、警察官職務執行法その他法令の定めるところによって措置を講ずるものであることに留意すること。

14 記録

(1) 呼出簿及び令状請求簿（第97条及び第98条）

生活安全課以外の課において、触法調査又はぐ犯調査のための呼出し又は触法調査に係る捜索、差押え、検証若しくは身体検査の令状又は鑑定処分の許可状の請求を行う場合は、生活安全課に備える呼出簿又は令状請求簿を使用し、生活安全課長の決裁を経て署長の決裁を受けるものとする。

なお、これは調査を行う課の課長の決裁を妨げるものではない。

(2) 少年カード（第99条）

ア 少年カードを作成し、又は送付を受けたときは、少年カード索引簿（別記第6号様式）に記載して、その処理のてん末を明らかにしておくものとする。

イ 少年カードは、次の方針により取り扱うものとする。

(ア) 少年の氏名を氏名換数番号の順に整理するものとし、氏名換数番号が同一の場合は、生年月日の早いものから順に整理するものとする。

(イ) 現に保管中の少年カードに係る少年について、更に少年カードを作成し、又は送付を受けたときは、現に保管中の少年カードと併せて保管するものとする。

別表（第2の11(2)）

五十音換数表

1	あ	い	う	えゑ	おを
2	か	き	く	け	こ
3	さ	し	す	せ	そ
4	た	ち	つ	て	と
5	な	に	ぬ	ね	の
6	は	ひ	ふ	へ	ほ
7	ま	み	む	め	も
8	や	(わ)	ゆ	よ	(ん)
9	ら	り	る	れ	ろ
0	空字				

注1：姓及び名の各頭の2音を組み合わせること。

2：濁音及び半濁音は、清音に準じること。

3：姓又は名が1音のときは、2字目を空字として、0を付すこと。

例 甲 乙一郎=2114

李 漢永=9028

以下様式省略